

工事の着手について

施行日（令和5年2月1日を予定）において、既に「工事中」であれば、準防火地域の規定が適用されません。

【事例1】準防火地域の規定が適用されない事例



施行日（告示日）において、建築確認を取得していても工事に着手していない場合、準防火地域の仕様とする必要があります。

【事例2】準防火地域の規定が適用される事例

